

地区計画策定までのスケジュール

地区計画の策定

令和6年 3月上旬

六木一丁目地区地区計画(原案)の地元周知

現在は
こちら

令和6年 3月4日から

- ・六木一丁目地区地区計画(原案)の縦覧(作成前の案の公表)
(令和6年 3月4日~3月18日)
- ・六木一丁目地区地区計画(原案)の意見書受付
(令和6年 3月4日~3月25日)

縦覧・意見書受付場所: 足立区役所 北館4階 都市建設課

令和6年 6月中~下旬

都市計画案の縦覧(決定前の案の公表)・意見書提出期間

令和6年 7月頃

- ・足立区都市計画審議会での審議
- ・六木一丁目地区地区計画の都市計画決定・告示

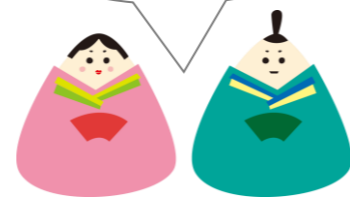
お問い合わせ先

■都市計画手続きについて
足立区 都市建設課 都市計画係
電話: 03-3880-5280 FAX: 03-3880-5619
Mail: tosikeikaku@city.adachi.tokyo.jp

■地区計画について
足立区 都市建設部 住宅課 団地建替調整係
電話: 03-3880-5283 FAX: 03-3880-5615
Mail: juutaku@city.adachi.tokyo.jp

■団地の建替事業について
東京都 住宅政策本部
都営住宅経営部 再編利活用推進課
電話: 03-5320-5039 FAX: 03-5388-1477

六木一丁目地区における
まちづくりの検討、取り組み
状況は、足立区公式ホーム
ページでも随時お知らせして
まいります。
ぜひご覧ください。



六木一丁目地区のまちづくり 検索



知ると分かる。すると変わる。



SDGs MODEL ADACHI

六木一丁目地区 地区計画(原案)

を作成しました

2月初旬、地域の皆様に「都営六ツ木町アパートの建替えに伴う建替まちづくり構想(案)」をお示ししました。

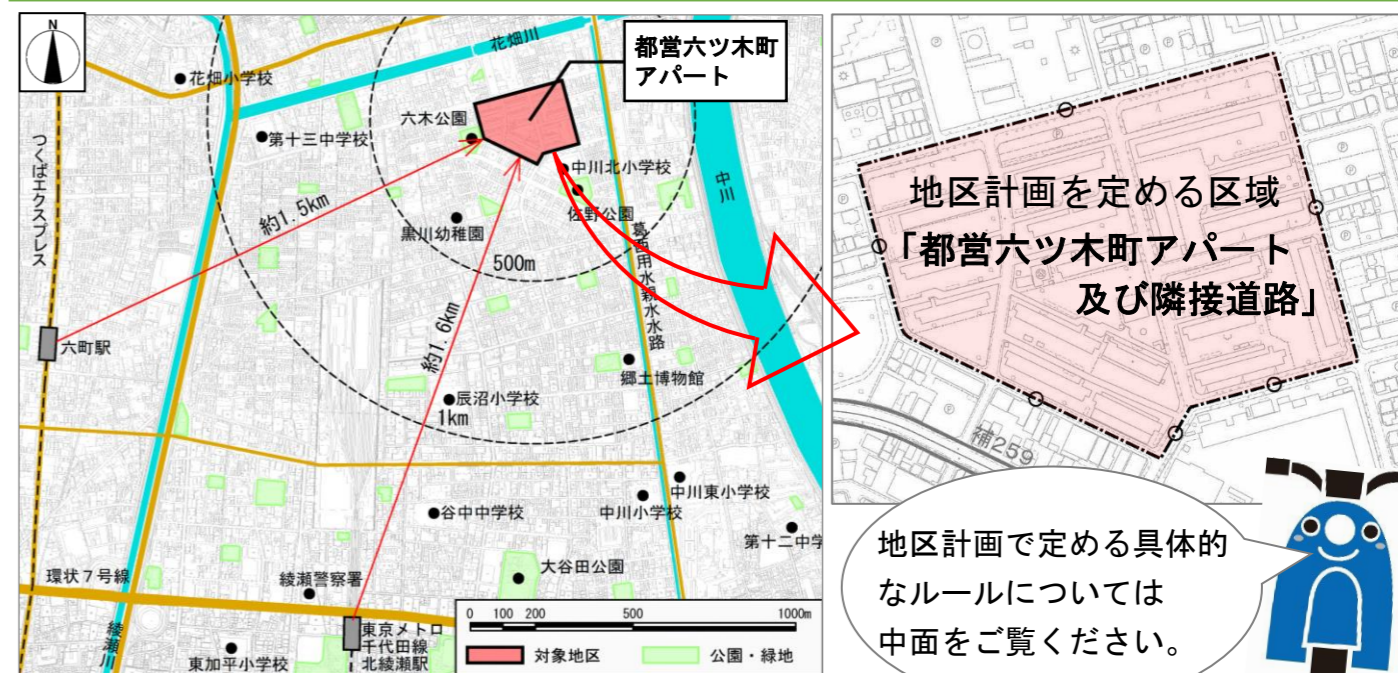
この度、建替まちづくり構想をもとに「六木一丁目地区地区計画(原案)」を作成しましたのでその概要をお知らせします。

「建替まちづくり構想」で定めたまちづくりの目標
良好な住環境を継承し、人やみどりの
ネットワークで周辺地域とつながるまち

「六木一丁目地区地区計画」

「建替まちづくり構想」で目標とするまちの実現のため、地区の特性に応じたまちづくりのルールを定めた地区計画を策定していきます。 ※ 地区計画策定までのスケジュールについては裏面をご覧ください。

地区計画を定める区域



地区計画で定める具体的
なルールについては
中面をご覧ください。

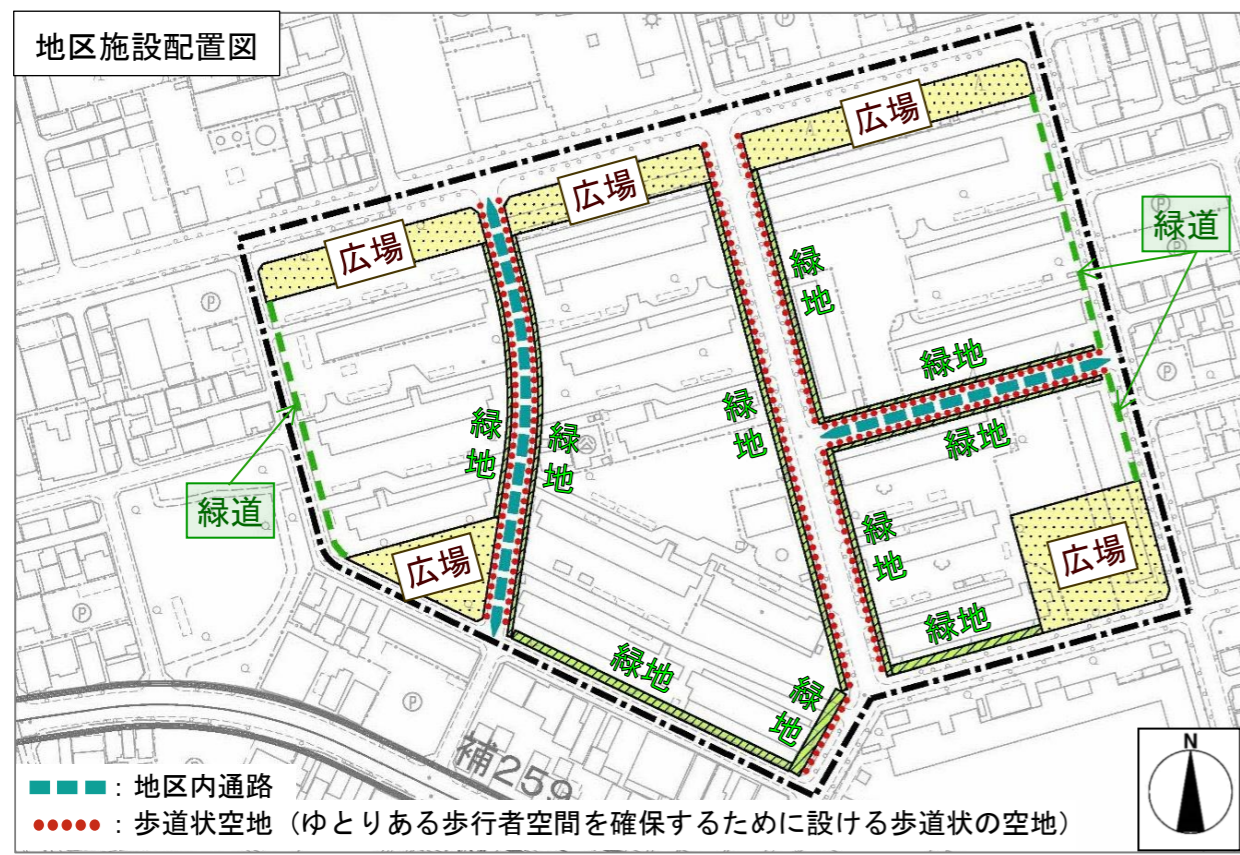
六木一丁目地区地区計画で都営六ツ木町アパートを建替える際の主なルール

地区計画の詳しい内容は足立区公式ホームページをご覧ください。

通路や広場などの地区施設や、建築物等に関する事項などの具体的な内容は以下のとおりです。

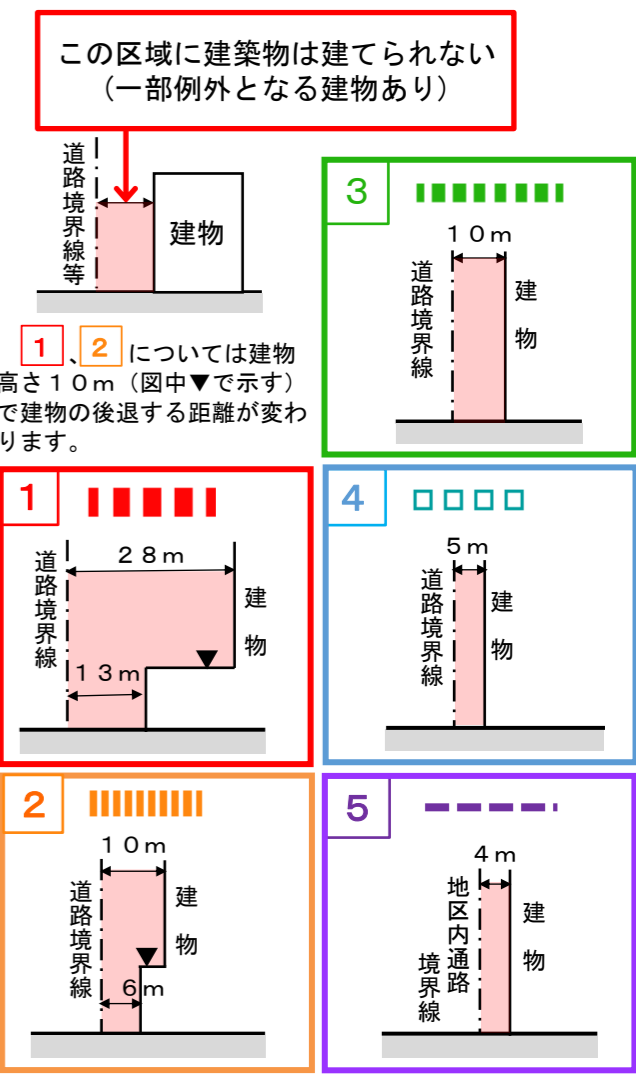
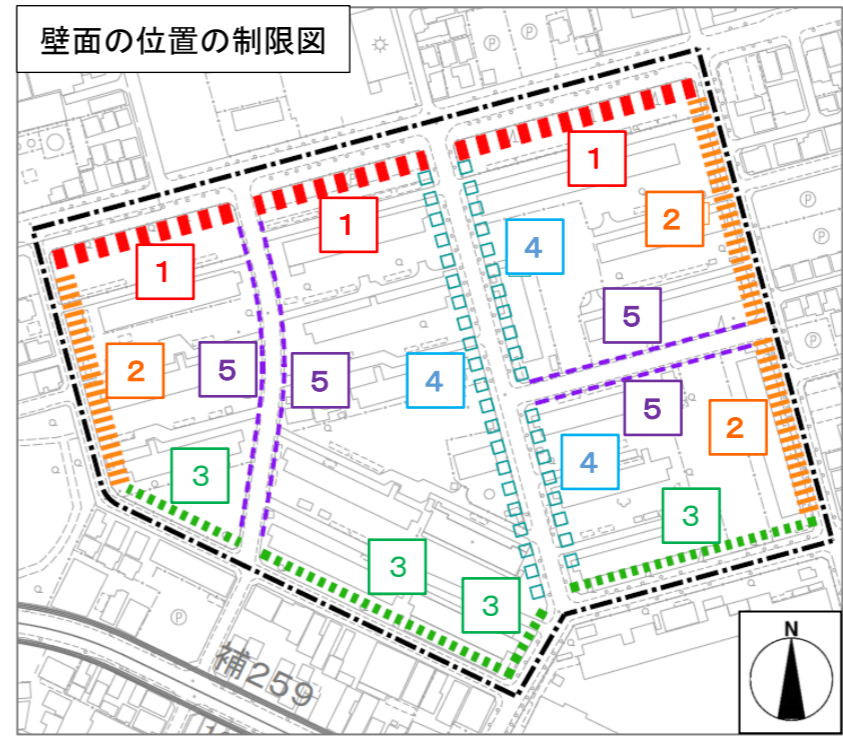
地区施設 ~地区内に必要な通路や広場などを位置付けたもの~

良好な住環境の形成を図り、地区内外の住民の安全性、利便性、快適性を高めるため、車道は既存とし、安全で快適な歩行者空間の確保などのため、下図のように地区施設を位置付けます。



2 壁面の位置の制限

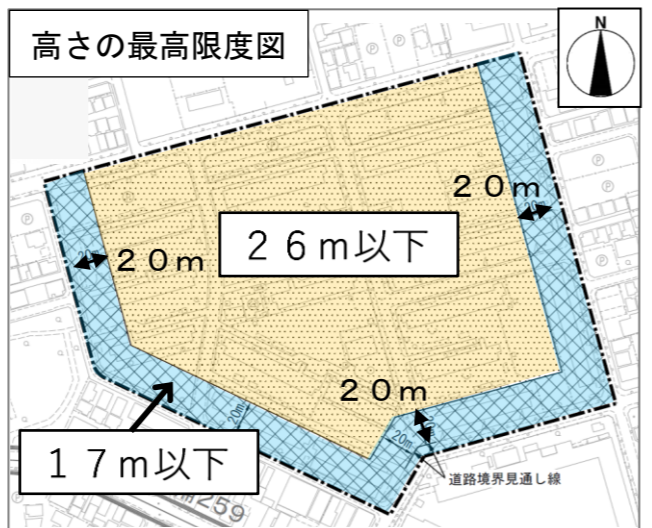
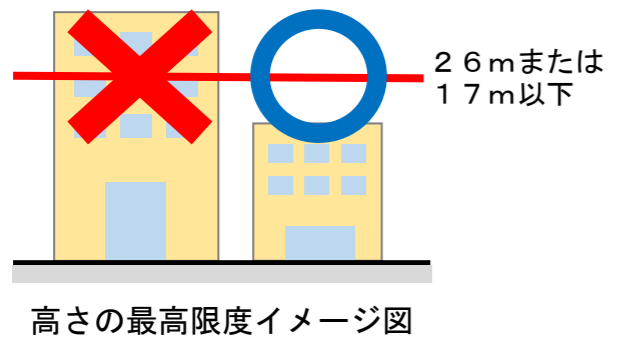
周辺の環境に配慮するため、建築物等の高さの最高限度だけでなく、道路や地区内通路境界から建物までの距離も制限します。



建築物等に関する事項 ~建築物の用途や高さなど具体的なルールを定めたもの~

1 建築物等の高さの最高限度

日かげや圧迫感に配慮するため、建物の高さを26mまたは17m以下に制限します。



※ 上図の20mは道路境界線および道路境界見通し線からの距離を示す。

3 その他の建築物等の制限

容積率の最高限度	150%以下
けんぺいりつ 建蔽率の最高限度	40%以下
敷地面積の最低限度	1,000㎡以上
用途の制限	共同住宅、集会所、老人ホーム、保育所などの建築物以外は建築できません。
形態又は色彩その他の意匠の制限	・周辺の街並みと調和するために、建物の屋根、外壁の色彩等は落ち着いた色合いとする。 ・屋外広告物は、過度に目立たないものとし、安全性を確保するため、破損しやすい材料を用いないものとする。
垣又は柵の構造の制限	道路に面して設ける垣や柵の構造は、生け垣又はフェンスとする (コンクリートブロック造などは高さ0.6m以下まで)。